

第6章 教育委員会として行うこと

1 外国人児童生徒等の受入に備えて

(1) 受入れ体制の整備



外国人児童生徒等の担当係等を明確にし、組織的に準備しよう！

入管法（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律 平成31（2019）年4月1日施行）の改正により、日本に定住する外国人が増えることが予想されます。これまで受け入れた実績のない市町や学校にも、日本語指導が必要な児童生徒の入学・転編入学が予測されます。その時に速やかに対応できるよう、外国人児童生徒等の担当係等を明確にし、組織的に準備を進めておきましょう。

また、担当課だけでなく、例えば、学事等の関係課の担当者とも保護者等の不安等を共通理解し、丁寧でわかりやすい対応ができるようにしておきましょう。

1 情報提供 (就学相談窓口の整備等)

- ☐ 住民登録窓口（市町部局）との連携
(学齢児童生徒がいる場合は、教育委員会窓口へ連)
- ☐ 就学・教育相談窓口の設置
- ☐ 多言語で教育相談に対応できるスタッフの配置
- ☐ 就学に関するガイドブック（多言語対応）の作成・配布
- ☐ 外国人児童生徒等の保護者に対する就学案内の実施
- ☐ 就学前の子どもの保護者に対する就学ガイダンスの実施
- ☐ 外国人児童生徒等と保護者に対する進路ガイダンスの実施

2 外国人児童生徒等の就学状況の把握

- ☐ 市町内在住の就学者の就学促進
 - ・住民登録担当部署等と連携し、学齢簿に準じるものを作成し、就学案内を行いましょう。
 - ・外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障できるよう、組織を挙げて着実に就学につなぎましよう。
 - ・国際交流協会やNPO等の外部関係団体等と連携し、情報把握に努めましよう。→p.121、p.147

3 受入れ体制の整備

- ☐ 外部関係機関と連携した協議会等の設置
(NPO、企業、大学、地域団体等との連携によるものを含む)
- ☐ 就学前の子どもを対象としたプレクラス(※)の設置
- ☐ 拠点校・支援センター等の設置
- ☐ 日本語を指導する教室等の設置
(NPO、企業、大学、地域団体等との連携によるものを含む)
- ☐ 日本語指導担当教員の巡回指導にかかる制度の設計
- ☐ 市町費で学校園に通訳等を派遣する制度の設計
- ☐ 地域での通訳や指導協力者等の人材の育成

※プレクラス…外国人児童生徒等が、学校に転編入学する前後に、学級に入る前に一定期間(数ヶ月間等)学校生活に慣れるまで生活指導や初期の日本語指導を行うこと

4 指導体制の整備

- ☐ 外国人児童生徒等に関する研修の実施
- ☐ 全ての学校を対象にした市町担当教員連絡会等の開催
(受入れ校の取組等を発表・交流する機会)

連絡協議会の設置

市町組合教育委員会は、連絡協議会等を設置し、受入れ体制整備に向けた継続した協議を深めることが重要です。また、連絡協議会の構成団体が連携し、それぞれの立場で外国人児童生徒等支援のための取組を行うことが有効です。

市町組合教育委員会が主体となり、受入れ体制を地域に築く取組が、急な外国人児童生徒等の転編入学に対する学校の初期対応を助けることになります。

【連絡協議会構成団体と協力した取組例】

<国際交流協会>

- ・日本文化を伝えたり、外国料理の講習会を行ったりする「国際交流サロン」の開催にあわせ、中学校へ進学する外国人児童等やその保護者を対象に「就学支援ガイダンス」を実施しています。

<地元の日本語教室>

- ・地元の日本語教室で学んだ外国人の方に、母語通訳の相談ができます。

<特別支援学校>

- ・地域の特別支援学校のコーディネーターが教育相談スタッフとして、特別支援学級に在籍する外国人児童生徒等の学習困難の要因(言語によるものか、障害によるものか)等を判断する指導助言を行います。

(2) 指導体制の整備



本冊子の活用を含めた研修会を実施しよう！

○外国人児童生徒等の理解や受入れに関する研修の実施

外国人児童生徒等の受入れの実績の有無にかかわらず、全ての学校において、管理職や教職員への研修が必要です。本冊子の活用を含め、基本的な取組等の理解を深める研修会を実施しましょう。

○教職員の指導力向上のための研修の実施

外国人児童生徒等にとって、学校生活において日本語で会話ができて、学習場面で使われる日本語で授業の内容を理解することは難しいです。そのため、どのような授業を行うことが望ましいのかを学び、実践できる力を身に付けるための研修が必要です。

□研修企画の参考になるサイト

- ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業 KNiT knot-net」(<https://mo-mo-pro.com/>) p.144
- ・子ども多文化共生センターHP「日本語指導－実践事例（兵庫県の事業）」p.66

□ 長期にわたる指導体制を見据えた研修を計画する

市町内の指導体制や指導のノウハウが途切れないことが大切です。研修を通して教員のスキルアップを図るなど、計画的に指導の中心的な役割を担う人材育成を行いましょ

□ 国や県、関係団体が主催する研修等を活用する

市町内に指導・助言者等がない場合は、県教育委員会が行う日本語指導に関する研修会への参加や、文部科学省が行っている日本語指導アドバイザー等を活用し、研修の充実を図りましょ

□ 担当教員以外の教員の研修を実施する

市町組合教育委員会が管理職や担当教員以外を対象とする研修を行ったり、校内研修のテーマに日本語指導等を提案したりすることが、学校での受入れ体制の整備につながります。

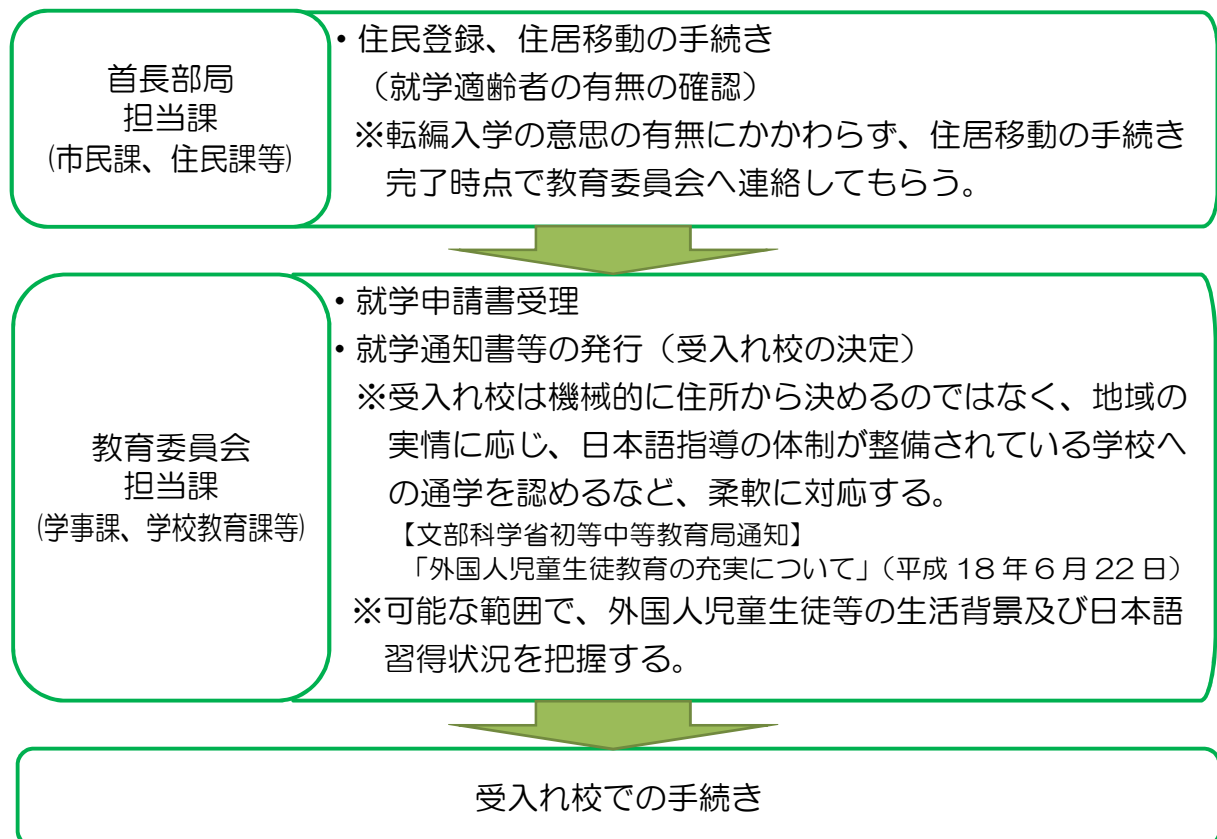
□ 研究校指定の成果を共有する

外国人児童生徒等の教育を研究の柱とした学校を研究指定校とし、日本語力等の実態把握、日本語と教科の統合学習（JSLカリキュラム）の授業研究、学習評価など実践研究を行い、その研究成果を市町内全学校で共有しましょ

2 外国人児童生徒等の受入れがわかった時の対応

(1) 関係首長部局との連携

保護者が公立学校への就学を希望し、就学窓口に来た場合、次のような手続きを進めましょう。



※ 各市町の状況によっては、各校で日本語指導担当者を置くことが難しく、きめ細かな指導ができないケースもあります。受入れには、次のような方法も参考にしてください。

○拠点校の設置

市町の一部地域の学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、初期日本語指導や日本語と教科の統合学習など、取り出し指導を行う「拠点校」を設置する。

○巡回指導

日本語指導担当者が、拠点校以外の学校へ巡回し、初期日本語指導や日本語と教科の統合学習など、取り出し指導を行う。

(2) 受入れにあたっての留意点

1 就学機会の確保

在留カードがない又は申請中など、多様なケースがあります。在留カードが交付されるまで「体験入学」とし、交付後、正式な入学としている自治体もあります。いずれにせよ外国人児童生徒等の就学機会の確保が最も大切です。

2 学年の決定 →p.83

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の欠如や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能である

【文部科学省初等中等局通知】p.146

「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」

(平成31年3月15日)

3 身分証明

在留管理制度により、「3ヶ月」以下の在留期間が決定された人や、在留資格を有しない人には、「在留カード」が交付されないため、身分を証明するものはありません。居住地等の確認を行う必要のある場合には、一定の信頼が得られると判断できる書類（賃貸契約書や郵便物等）による確認を行うなど、柔軟な対応を行うことが大切です。

【文部科学省初等中等局通知】p.145

「外国人の子供の就学機会の確保にあたっての留意点について」

(平成24年7月5日)

4 個に応じた教育機会の確保

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（H28）」では、「その年齢または国籍その他置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする」と示されています。外国人児童生徒等の就学については、「個別の指導計画」の作成や「特別の教育課程」の編成等、様々な配慮が必要です。

【文部科学省初等中等局通知】p.145

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」

(平成28年12月22日)

市町国際交流協会や関係団体との連携

各市町の国際交流協会や関係団体などは、成人向けの日本語教室を開設しているところが多くあります。子どもに関する情報等も入りやすく、子ども対象にも日本語を教えているところもあります。通訳や翻訳ができるボランティアの登録や、学校への派遣も可能な制度を設けている場合もあり、子ども多文化共生サポーター派遣前や終了後の支援に協力していただくことも可能です。情報を日頃からつかんでおき、連携を深めていくことが大切です。

コラム

「特別の教育課程」の編成と実施計画

(※この様式は子ども多文化共生センターHPからダウンロードできます。P.146)

(学校設置者に提出する指導計画・報告)

令和〇年度 特別の教育課程編成・実施計画(参考様式)

従来の名簿等を適宜改良して活用したり、すでに作成済の様式を活用したりすることも考えられる。

学校名	〇〇市立〇〇小学校
学校長	〇〇 〇〇
提出日	令和〇年〇月〇日

指導内容：①サバイバル日本語 ②日本語基礎 ③技能別日本語 ④日本語と教科の統合学習 ⑤教科の補習

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容							指導時間	指導形態	指導者
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他			
1	小1	〇〇 〇〇 〇〇	初期の前期	○	○					週4時間	グループ指導	〇〇 〇〇
											R2.4～	
2	小2	〇〇〇 〇〇	初期の後期		○		○			週4時間	週2 グループ指導 週2 個別指導	〇〇 〇〇
											R2.4～	
3	小2	〇〇 〇〇 〇〇	教科につながる学習			○	○			週2時間	個別指導	〇〇 〇〇
											R2.4～R2.12	
4	小		初期の前									〇
												年度途中で「特別の教育課程」による指導を終了した場合は、指導期間を残しておく。
5	小4	〇〇 〇〇	初期の前期	○	○	○				週6時間	〇〇小学校へ通級 (週4 グループ学習 週2 個別指導)	〇〇 〇〇 (〇〇小教諭)
											R2.10～	
6	小		教科につ									〇〇 〇〇
												編入など、年度途中で「特別の教育課程」による指導を開始した場合は、順次追記しておく。
7	小6	〇〇〇 〇〇 〇〇	教科につ ながる学 習				○	○		週2時間	(週2 グループ学習)	〇〇 〇〇 (巡回指導)
											R3.1～	
8												
9												
10												
11												
12												

日本語指導の内容を、「初期の前期」「初期の後期」「教科につながる学習」の3つの段階で大きく分けるなどが考えられる。

①～⑤は「外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版)」(文部科学省) p.34～を参考にしている。大まかな内容で良い。

同室複数指導(入り込み)等を行っている場合は、「その他」欄に参考に記載すること。

【備

本計画書を教育委員会に提出した後も、「特別の教育課程」による指導の終了時や、入学・転編入学の児童生徒に対して新しく「特別の教育課程」を始めるとき、又は学習評価などを踏まえて指導計画を変更した際など、各学校において適宜追加・修正を行い、年度の終わりに報告一覧として、教育委員会に提出すること。

「報告」の記入例も本シートを参照のこと。

(3) 県教育委員会との連携



県教育委員会の事業を理解し派遣申請等の手続きを迅速に行おう！

- 子ども多文化共生サポーターの派遣申請 →p.22、p.69
 - ・兵庫県教育委員会では、来日直後の日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、当該児童生徒とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど学校生活への早期適応を促進するために、母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣しています。
 - ・近年では様々な言語の児童生徒が来日しており、県内においても多言語化が進んでいます。そのような中、稀少言語の母語を話すことができるサポーター登録者は非常に少なく、申請後すぐの派遣が難しい現状にあります。できるだけ早く状況把握をし、各教育事務所を通じて申請手続きを進めましょう。
- 多言語相談員の派遣申請（神戸市も同様の事業あり）→p.22
 - ・兵庫県教育委員会では、教育相談や進路相談等の保護者面談の際に、必要に応じて母語と日本語が話せる通訳者（多言語相談員）を派遣しています。学校に周知するとともに、必要に応じ、申請手続きを行いましょう。
- 子ども多文化共生ボランティアの要請（神戸市も同様の事業あり）
 - ・子ども多文化共生センターには、日本語指導や通訳・翻訳、異文化紹介・異文化体験指導などができる「子ども多文化共生ボランティア」（※費用は、依頼者の負担）が登録されており、要請に応じて紹介しています。

子ども多文化共生センター

〒659-0031 芦屋市新浜町1-2 県立国際高等学校敷地内

TEL 0797-35-4537 FAX 0797-35-4538

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/index.html>



3 受入れ直後（約1週間）の対応

(1) 子ども多文化共生サポーター等支援者との連携



学校での支援がスムーズにスタートできるよう支援しよう！

- 1日も早く派遣を開始しましょう。→p.22

子ども多文化共生サポーターの派遣が決定したら、1日も早く派遣を開始できるよう学校へ連絡するとともに、管理職に派遣の確認をしましょう。教職員、保護者、児童生徒の不安の解消につながります。

- 派遣の初日には、できるだけ担当者が打ち合わせに同席しましょう。

学校と子ども多文化共生サポーターと三者の間で、サポーターが行う職務内容や支援の方向性について共通理解を図っておくことが、円滑な支援につながります。

- 学校での支援の様子等を把握しましょう。

派遣一週間後を目途に、学校や子ども多文化共生サポーターから支援の様子等を聞き取り、必要に応じて支援者や学校に助言することが大切です。

子ども多文化共生サポーターから寄せられた声

○支援に必要な資料（日本語指導、母語で記載された本など）が学校にないとき、市町教育委員会から借りることができて有り難かった。

○初めて学校に行くときとても緊張したが、市町教育委員会の担当者が打合せに一緒に入ってくれたり、わかりやすく説明してくれたりしたので安心した。

○支援が始まって2週間ほどしてから、市町教育委員会の方が様子をみにきてくださり、困っていたことを相談し、すぐに解決してくださったので、サポーターを続けようと思った。

△県からは派遣校の決定を聞いたが、いつから勤務するのか、勤務の時間帯はいつか、学校からなかなか連絡がない。市町教育委員会も学校からの連絡について把握しておらず、年度初めは、4月下旬になっても連絡がこないことがあった。

※対応等に困った場合は、各教育事務所へ問い合わせましょう。

(2) 学校の課題を把握する

短い期間でも、以下のような様々な課題が見えてきます。これらの課題を把握することが求められます。

- ☐ 外国人児童生徒等の日本語習得状況
- ☐ 外国人児童生徒等に対する日本人児童生徒や教員の意識
- ☐ 子ども多文化共生サポーター等に関する学校側の受入れ体制
- ☐ 指導や支援に必要な教材・教具等の不足
- ☐ 外国人児童生徒等の生活背景（家庭内での問題など）
- ☐ 外国人児童生徒等の実態に応じた日本語指導の指導方法
- ☐ 「特別の教育課程」の編成 ※1
- ☐ きめ細かな対応や配慮 ※2 等

※1 「特別の教育課程」の編成 p.46、p.77

日本語環境に入って間もない外国人児童生徒等については、取り出してきめ細かな指導を行う「特別の教育課程」を編成し、指導することが望ましいです。その際、市町組合教育委員会は、学校に対し、「特別の教育課程」編成の実施計画書の提出を求めましょう。

※2 きめ細かな対応や配慮

文化や生活習慣等の違いによって、当該児童生徒及び保護者は、日本の学校との違いに驚き、戸惑うことが多くあります。受入れ当初の対応で、日本や在籍する学校に対して抱く印象は大きく変わります。また、社会情勢の緊迫感から生じる差別や偏見に、外国人児童生徒等がさらされていないかを学校が聞き取るなど、きめ細かな対応や配慮を学校に対して指導しましょう。

ムスリム（イスラム教）等の児童生徒への学校生活における対応について

ムスリム等の児童生徒については、学校生活の各場面（給食、礼拝、断食月の対応等）で、個別の事情に配慮している小中学校が多く認められました。

（平成 29 年 12 月 11 日 総務省中部管区行政評価局調査結果より）

- 給食
保護者の意向により、豚肉を除去、または弁当持参の対応を実施
- 断食月
小学校高学年あたりから断食を試行するので、「昼休みは別室で過ごす」「午後の授業は無理をさせない」等の配慮
- 服装
ムスリムは基本的に肌を隠さなければならないので、スカーフの着用や水着に配慮
- その他
偶像崇拝禁止、他宗教との関係から、音楽や神社参拝を避ける場合もある

4 受入れ初期（約 1 ヶ月間）の対応

(1) 教材・情報などの集中管理と課題への対応

明らかになった課題を、学校だけの力で解決するのは容易ではありません。課題の重要性は理解できても、人手も時間も十分に確保できないという学校が多くあります。

そこで、教育委員会が外国人児童生徒等の教育に必要な人材、教材、情報を一元的に管理し、課題への対応を行うことが求められます。

教育委員会のホームページ等を活用するなど、工夫しましょう。

- ☐ 学校が必要な情報を、市町組合教育委員会のホームページ等で掲載する
- ☐ ホームページから必要な文書をダウンロードできるようにする
- ☐ 子ども多文化共生センターや国際交流協会等のホームページとリンクする

(2) 関係者とのネットワークの構築

経験豊富な指導者や、有効な助言がもらえる専門家等とのネットワークが構築されていれば、担当者はひとりで悩みを抱え込むことが少なくなるとともに、早い段階で当該児童生徒に効果的な指導を行うことができます。

市町内 ネットワーク の構築

市町内の担当者を集め、「協議会」や「担当者会」を組織し、日常的に情報交換できるネットワークを築きましょう。課題解決までの時間短縮につながるだけでなく、担当者の指導力も向上させることができます。

情報交換の 場の設定

児童生徒支援教員、多文化共生教育等担当者、日本語指導担当者、子ども多文化共生サポーター、母語支援者、ボランティア等と連携し、情報交換ができる場を設定することが大切です。

学校間 ネットワーク の構築

外国人児童生徒等の受入れが多い学校や、日本語指導研究推進校など研究校を指定し、実践を重ねている他の市町組合教育委員会と連絡を密にするなど、ネットワークの範囲を広げることで、より多くの人材、教材、情報を入手できます。

※ 過去の研究推進校等：子ども多文化共生センターのホームページに掲載

校内 ネットワーク の確認

子ども多文化共生サポーターに対する理解が不十分なため、管理職、担当者、サポーターの連携が効果的に行われず、トラブルにつながる場合があります。受入れ後1ヶ月が終了する頃に、学校に状況等を確認し、必要に応じて指導を行いましょう。